

令和7年10月31日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和7年9月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外 輸入基準数量	下段:協定対象外 輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	101 トン	26 トン	75 トン
		101 トン	26 トン	75 トン
3	クリーム	57 トン	25 トン	32 トン
		27 トン	18 トン	9 トン
4	粉乳類	23,078 トン	11,979 トン	11,099 トン
		17,616 トン	10,146 トン	7,470 トン
5	無糖れん乳	1,358 トン	286 トン	1,072 トン
		1,357 トン	286 トン	1,071 トン
6	加糖れん乳	257 トン	83 トン	174 トン
		95 トン	15 トン	80 トン
7	ヨーグルト	17 トン	1 トン	16 トン
		17 トン	1 トン	16 トン
8	バターミルク	20 トン	11 トン	9 トン
		20 トン	11 トン	9 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801 トン	24,793 トン	36,008 トン
		46,217 トン	15,188 トン	31,029 トン
10	その他の乳製品	11,357 トン	2,310 トン	9,047 トン
		4,816 トン	1,738 トン	3,078 トン
11	バター	17,983 トン	5,118 トン	12,865 トン
		14,523 トン	4,780 トン	9,743 トン
12	豆類	75,032 トン	36,186 トン	38,846 トン
		35,697 トン	16,129 トン	19,568 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798 トン	2,685,003 トン	2,879,795 トン
		5,256,055 トン	2,495,315 トン	2,760,740 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン	552,457 トン	721,375 トン
		170,350 トン	85,198 トン	85,152 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン	452,787 トン	589,905 トン
		1,042,692 トン	452,787 トン	589,905 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン	1,464 トン	2,235 トン
		3,529 トン	966 トン	2,563 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン	10,884 トン	888 トン
		10,387 トン	9,605 トン	782 トン
17	マニオ力でん粉	151,213 トン	54,410 トン	96,803 トン
		149,682 トン	54,308 トン	95,374 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン	7,590 トン	13,368 トン
		13,494 トン	7,590 トン	5,904 トン
19	その他のでん粉	1,890 トン	720 トン	1,170 トン
		1,743 トン	680 トン	1,063 トン
20	イヌリン	3,000 トン	762 トン	2,238 トン
		81 トン	31 トン	50 トン
21	落花生	35,920 トン	16,016 トン	19,904 トン
		21,411 トン	8,035 トン	13,376 トン
22	こんにゃく芋	174 トン	21 トン	153 トン
		174 トン	21 トン	153 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン	2,470 トン	6,823 トン
		2,252 トン	233 トン	2,019 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン	741 トン	580 トン
		767 トン	347 トン	420 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン	1,020 トン	3,500 トン
		1,779 トン	222 トン	1,557 トン
27	調製食用脂	16,803 トン	4,540 トン	12,263 トン
		2,016 トン	334 トン	1,682 トン
28	繭	1.6 トン	0.0 トン	1.6 トン
		1.6 トン	0.0 トン	1.6 トン
29	生糸	234 トン	58 トン	176 トン
		234 トン	58 トン	176 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。